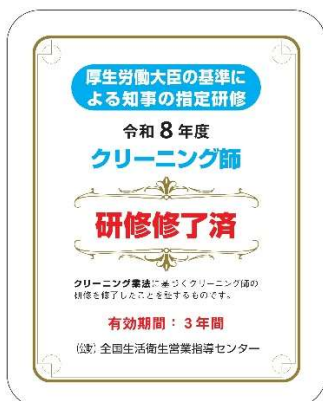
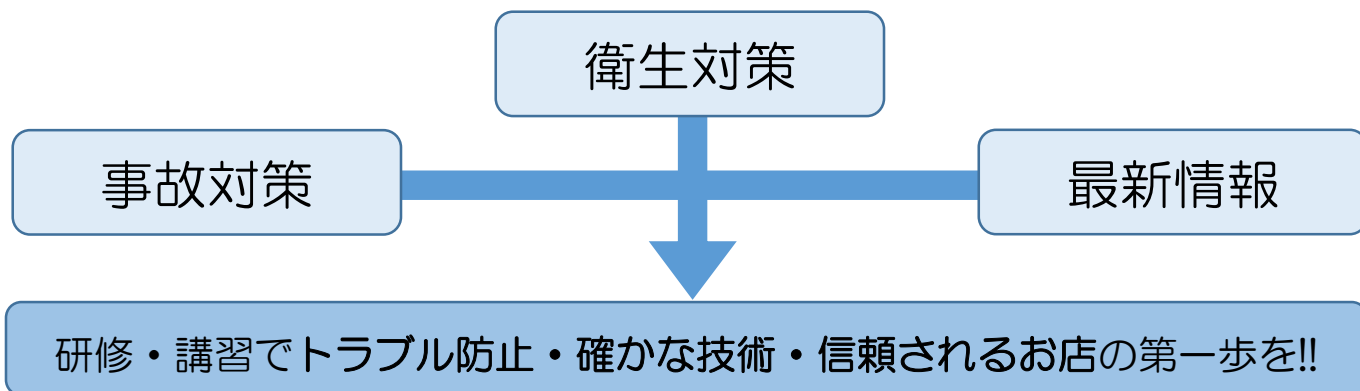


お客様は  
**安全・安心**を求めています。  
3年に一度は受けましょう。

クリーニング業法で定められた  
クリーニング師研修・業務従事者講習を  
**受講しましょう!!**



- クリーニング師及びクリーニング業務従事者の方は、クリーニング所等に從事してから1年以内に、その後は3年に一度都道府県知事が指定する研修・講習を受講することが「クリーニング業法」により義務付けられています。
- 全国生活衛生営業指導センター及び鹿児島県生活衛生営業指導センターは、鹿児島県知事の指定を受けて、研修・講習を実施しています。
- 今回の研修・講習では、クリーニング事故賠償基準が平成27年10月から改訂されていますが、認知度が低いため、**クリーニング問題事例**を示しながら、改めて理解を図ります。また、**ウエットクリーニング項目を追加**し、詳しく解説しています。



◎受講された方には、**修了証書と修了済ステッカー（左図）**が交付（発行）されます。

《《 お問合わせ 》》

公益財団法人  
鹿児島県生活衛生営業指導センター  
鹿児島市新屋敷町 16-213(公社ビル 2F)

TEL : 099-222-8332

FAX : 099-222-8333

kagoshimacenter@seiei.or.jp

**Q 1 私のお店には3人のクリーニング師がいますが、3人とも受講が必要ですか。**

A クリーニング業務に従事しているクリーニング師の方は、必ず3年に一度受講する必要があります。今年、3人全員が受講できない場合は、翌年以降に受講するなど、受講する方を割り当ててください。（この場合、一部の方を2型通信制で受講させることもできます。）

関連Q:案内された研修の開催日は都合が悪くて受講できません。どうしたらいいですか。

最寄りの会場での開催日に都合が悪い方は、県内の別会場での受講や通信制の研修も受講できます。

詳しくは、鹿児島県指導センターにお問い合わせください。

**Q 2 クリーニング業務従事者講習の対象となるのは、どのような人ですか。**

A クリーニング所（工場）又は取次店ごとに、次の方が対象となります。

- ① クリーニング所等の開設から1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、営業者が選んだ方
- ② クリーニング業務に従事している方（クリーニング師免許を持たない方）の中から、1店舗ごとに5名につき1名の割合で営業者が選んだ方（例：5人以下の店舗では1名。6人から10人の店舗では2名。）

※ 常時雇用、臨時雇用、季節雇用等の雇用形態又は勤務形態の違いは問いません。  
専ら事務的業務に従事する方は講習の対象から除外されます。

**Q 3 令和8年度の研修・講習内容のポイントを教えてください。**

A 従来から行っている会場による研修・講習や通信制に加え、令和8年度からはオンライン研修による受講も開始されるなど、個々の参加者の状況に応じて適切な研修形式を選択することが可能です。

**< COLUMN、まめ知識の新規掲載件名 >**

【研修・講習共通】クリーニング所数、相談件数、関連支出等の最新数値を掲載しました。水と水素結合の話やフェルト化のメカニズムを紹介する一方、編み物の歴史等にも触れました。

また、クリーニング所における公衆衛生の話題と、働きやすい職場環境整備に係わる内容も併せて掲載しました。

クリーニング**営業者の方に届出義務**があります

クリーニング師が**異動(雇用・転勤・退職等)**した場合の**届出**を**忘れずに!!**



### ここがポイント

クリーニング所開設時に届け出た事項(開設届)に変更があったときは、営業者は保健所に「変更届」を提出する必要があります。

(例) 施設の名称・代表者の変更、施設の構造設備の変更、クリーニング師の変更 等

- 従事するクリーニング師に、雇用・転勤・退職・死亡等の異動があった場合は、速やかに届出をしましょう。
- 届出を行わないと、異動前の店舗に、既にそこでは従事していないクリーニング師宛の研修案内が届くことになります。
- 引退や病気等で変更届を提出しても、クリーニング師免許の返納は求められません。  
(但し、クリーニング師が死亡した場合には、クリーニング師免許を交付した都道府県知事に対して、免許を返納しましょう。)

クリーニング師の父親が引退したが、何か届出が必要なのかな？



従業員の雇用・退職やお父様の引退などによって事業所のクリーニング師の在籍状況等に変更があった場合、保健所に変更届の提出が必要です。

◎ あなたのお店の届出・報告・申請状況を下の表でチェックしてみましょう!!

主な届出・報告・申請関係	主な管理者等関係
<input type="checkbox"/> クリーニング所の開設(変更)届 <input type="checkbox"/> クリーニング営業の承継届 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況報告 <input type="checkbox"/> P R T R(第1種指定化学物質の排出量及び移動量の届出) <input type="checkbox"/> 危険物取扱所設置許可(変更)申請 <input type="checkbox"/> 建築確認申請 <input type="checkbox"/> 中間検査申請 <input type="checkbox"/> 完了検査申請 <input type="checkbox"/> ボイラー設置届 <input type="checkbox"/> 土壌汚染状況調査結果報告	<input type="checkbox"/> クリーニング師 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物管理責任者 <input type="checkbox"/> 有機溶剤作業主任者 <input type="checkbox"/> ボイラー取扱作業主任者 <input type="checkbox"/> 乾燥設備作業主任者 <input type="checkbox"/> 危険物取扱者
	主な衛生措置関係
	<input type="checkbox"/> 下水道法に定められた特定施設設置届 <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法に定められた特定施設設置届

(注1) 項目等は主要なものです。全てを網羅しているわけではありません。

(注2) 自治体による上乗せ条例もありますので、詳細については関係機関にお問い合わせください。

**各種法令を順守して、お客様に安全・安心を!**

全国生活衛生営業指導センター・鹿児島県生活衛生営業指導センター

## クリーニング所関係業務を行う保健所一覧表

保健所名	所在地	連絡先	管轄区域
鹿児島市保健所	〒892-0816 鹿児島市山下町 11-1	099-224-1111	鹿児島市
県伊集院保健所	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口 1960-1	099-273-2332	鹿児島郡、日置市、 いちき串木野市
県加世田保健所	〒897-0001 南さつま市加世田村原 二丁目 1-1	0993-53-2315	枕崎市、南さつま市 南九州市、指宿市
県川薩保健所	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町 228-1	0996-23-3165	薩摩川内市、薩摩郡 出水市、阿久根市、 出水郡
県始良保健所	〒899-5112 霧島市隼人町松永 3320-16	0995-44-7951	霧島市、始良市、 始良郡、伊佐市
県鹿屋保健所	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目 16-6	0994-52-2103	鹿屋市、垂水市、 肝属郡、曾於市、 志布志市、曾於郡
県西之表保健所	〒891-3192 西之表市西之表 7590	0997-22-0777	西之表市、 熊毛郡（中種子町、 南種子町）
県屋久島保健所	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房 650	0997-46-2024	熊毛郡（屋久島町）
県名瀬保健所	〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3	0997-52-5411	奄美市、大島郡 （大和村、宇検村、 瀬戸内町、龍郷町、 喜界町）
県徳之島保健所	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津 4943-2	0997-82-0149	大島郡（徳之島町、 天城町、伊仙町、 和泊町、知名町、 与論町）

※管轄区域の保健所にお問い合わせください。